

危険性を知り、安全に使おう消毒用アルコール

私たちの身の周りには、日常生活に欠かせない危険物がたくさんあります。

その中でも アルコール分が一定量以上含まれる消毒用アルコールは、**消防法上の危険物（第四類アルコール類）**に該当し、**引火しやすい**という特性を持っています。また、その可燃性の蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいという特性も併せて持っています。

消毒用アルコールを使用する場合には、次のことに十分に注意し取扱いをしましょう。

- 1 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、**通風性の良い場所**や換気が行われている場所等で行うこと。また、**みだりに可燃性蒸気を発生させないため**、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 3 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、**直射日光が当たる場所**や**高温となる場所**を避けること。また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、**衝撃を与えたりする等しないこと**。
- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、**漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに**、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「**火気厳禁**」等の注意事項を記載すること。

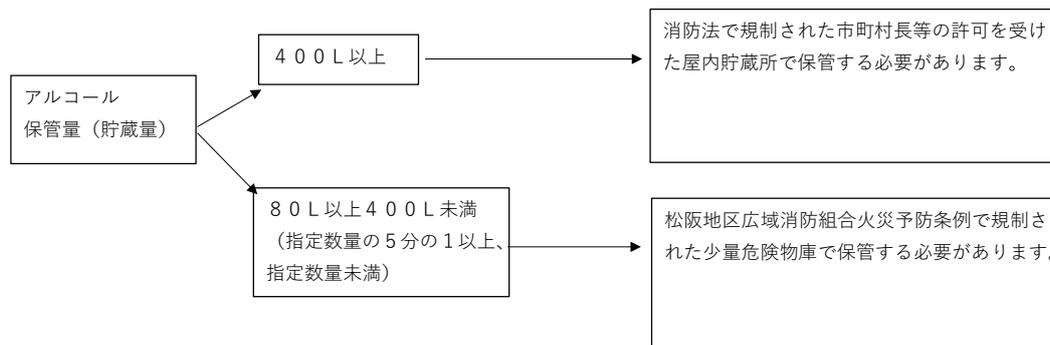


危険物表示の例

消毒用エタノール
75.5～82.0%エタノール
500mL 医薬品
アルコール類 水溶性
危険物等級II 火気厳禁

事業者の皆さまへ

消毒用アルコール【**消防法上の危険物（第四類アルコール類）に該当するもの**】については、貯蔵・取扱いの量に応じ、**消防法や火災予防条例**の規定が適用される場合があります。第四類アルコール類の指定数量は、400リットルと規定されているため、これを超えて貯蔵や取扱いをする場合には、**消防法**の規制を受けることとなります。次のフロー図を確認し、該当する場合は**消防本部予防課危険物係**までご相談ください。



問い合わせ先

松阪地区広域消防組合消防本部 予防課危険物係
0598-25-1412